

平成27年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 軽自動車税の税率変更について
- 2 個人市県民税の住宅ローン控除制度が延長されました
ふるさと納税の寄附金税額控除制度が拡充されます
- 3 市税に関する証明(所得証明等)について
- 4 市税の納付は『口座振替』『モバイルレジ』が便利です

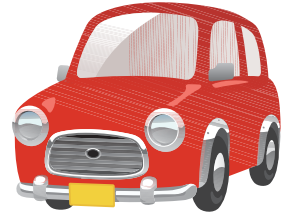
軽自動車税の税率変更について

税制改正に伴い、軽自動車や原動機付自転車等にかかる軽自動車税の税率が変更されます。

1 三輪以上の軽自動車の税率変更

(1) 新車新規登録車の税率(平成27年4月1日以降に新車として新規登録した車両)

平成27年4月1日に最初の新規検査(以下、新車新規登録といいます。)を受けた車両は平成27年度から、平成27年4月2日以降に新車新規登録を受けた車両は、平成28年度から下表の②新登録車の税率が適用されます。
なお、平成27年3月以前に新車新規登録を受けた車両は、従来どおり①既登録車の税率が適用されます。



(2) 新車新規登録から13年を経過した車の税率(平成28年度から) ~重課税率~

グリーン化を進める観点から、平成28年4月1日以降の賦課期日(毎年4月1日)において、初度検査年月(最初の新規検査日)から13年を超える車両は、平成28年度以降、下表の③13年超車の税率(重課税率)が適用されます。
なお、平成28年度は、自動車検査証に記載された初度検査年月が平成14年12月以前の車両を対象として重課税率が適用されます。

車種(区分)			税率(年額)		
			①既登録車	②新登録車	③13年超車
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※③13年超車の税率は、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車には適用されません。

(3) 環境負荷の小さな車の税率(平成28年度から) ~グリーン化特例~

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録を受けた車両で、一定基準の排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、その環境性能に応じて、平成28年度の税率が軽減されます。(グリーン化特例)
※燃費基準については自動車検査証の備考欄でご確認ください。

■対象車および軽減される割合

乗用	貨物用	軽減の割合
電気自動車および天然ガス自動車	電気自動車および天然ガス自動車	おおむね75%軽減
平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車	おおむね50%軽減
平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	おおむね25%軽減

※おおむね50%および25%軽減の対象は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)のガソリン車・ハイブリット車に限ります。
天然ガス自動車については、ポスト新長期規制(排出ガス規制)からNOx(窒素酸化物)10%低減の車両が対象です。

■軽減後の税率

車種(区分)			新登録車の標準税率(年額)	軽減後の税率(年額)		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
三輪			3,900円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物用	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円

2 原動機付自転車(原付バイク)等の税率変更(平成28年度から)

平成27年度税制改正に伴い、原動機付自転車(原付バイク)等の税率変更が1年間延期され、平成28年度から新税率が適用されることになりました。**平成27年度の税率は現行税率のままで変更ありません。**



車種(区分)		税率(年額)	
		平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車(原付バイク)	総排気量(定格出力)50cc(0.6kw)以下	1,000円	2,000円
	総排気量(定格出力)50cc(0.6kw)超、90cc(0.8kw)以下	1,200円	2,000円
	総排気量(定格出力)90cc(0.8kw)超、125cc(1.0kw)以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(一部を除く)で総排気量(定格出力)が20cc(0.25kw)超、50cc(0.6kw)以下	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(総排気量125cc超、250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(総排気量250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

個人市県民税の住宅ローン控除制度が延長されました

所得税において住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から控除しきれない金額を個人市県民税(所得割)から控除する住宅ローン控除制度の適用期限が1年6ヵ月延長され、平成31年6月まで(従前は平成29年12月まで)に入居された方について適用されます。

1 住宅ローン控除とは

マイホームの新築や購入、増改築を行い、金融機関から融資(ローン)を受けている方で、一定の条件に該当する方は、入居した年分以降の所得税額から、最高10年間、一定の税額控除を受けることができる制度です。

住宅ローン控除を受けるためには、所轄する税務署に確定申告をする必要があります。

所得税から控除しきれない金額がある場合、個人市県民税(所得割)から控除できます。

○住宅ローン控除の主な適用要件

例) 新築住宅の場合

1. 住宅取得後6ヵ月以内に入居し、引き続き入居していること。
2. 家屋または区分所有家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること。
3. 床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること。
4. 控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること。
5. 民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構等の住宅ローン等を利用し、その返却期間が10年以上であり、かつ月賦のように分割して返済すること。

※この他の適用要件など、制度の詳細については所轄の各税務署(お問い合わせ先は下記)にお尋ねください。

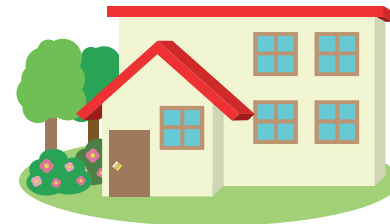
2 個人市県民税における住宅ローン控除の適用額

個人市県民税への住宅ローン控除適用額は、次の1または2のうちいずれか少ない方の金額となり、翌年度の個人市県民税(所得割)から控除されます(所得税のように還付されるものではありません)。

1. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれない金額
2. 所得税の課税総所得金額等に5%を乗じて得た額(最高97,500円)※

※ただし、平成26年4月から平成31年6月までに入居された方のうち、消費税率8%で住宅を購入された方は、所得税の課税総所得金額等に7%を乗じて得た額(最高136,500円)。

居住開始年月	個人市県民税の控除限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5%(最高97,500円)
平成26年4月～平成31年6月	所得税の課税総所得金額等×7%(最高136,500円)



3 個人市県民税において住宅ローン控除を適用するには

個人市県民税の住宅ローン控除については区役所課税課へ申告する必要はありません。

控除の適用を受けるには、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている必要がありますので、所得税の確定申告書に「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」等を添付し税務署に提出してください。

なお、年末調整において住宅ローン控除の適用を受けている場合は、税務署への提出は不要です。

確定申告手続きの詳細については所轄の各税務署にお尋ねください。

各税務署のお問い合わせ先(管轄区域)	福岡税務署(中央区、南区)	771-1151	西福岡税務署(城南区、早良区、西区)	843-6211
		博多税務署(博多区、東区の一部)	641-8131	香椎税務署(東区の一部)

ふるさと納税の寄附金税額控除制度が拡充されます

都道府県または市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について、平成28年度から寄附金税額控除制度が拡充され、特例控除の限度額が個人市県民税の所得割額の2割(現行1割)に引き上げられます。

この引き上げは、平成27年1月以降にふるさと納税された方について、平成28年度以降の個人市県民税から適用されます。

○モデルケース

年収：500万円(給与収入)、寄附金額：5万円、個人市県民税所得割額：189,500円の場合。

※世帯構成は配偶者(給与収入103万円以下)・子2人(中学生・高校生：収入なし)

	寄附金税額控除額(特例控除額)
現行	18,950円(所得割額の1割を限度とします)
引き上げ後	37,900円(所得割額の2割を限度とします)

市税に関する証明(所得証明等)について

平成27年度の所得証明書は、個人市県民税が**普通徴収の方**および**公的年金からの特別徴収の方は6月12日(金)**から発行します。(個人市県民税が**非課税の方**および**給与からの特別徴収の方は5月18日(月)**から発行しています。)

1 証明を請求できる方

個人や法人の秘密に関わることでありますので、原則として次の方に限られます。

- (1) 本人(相続人、納税管理人も含まれます。また、相続人等であることを証明する書類が必要です。)
- (2) 本人の委任状等を持参した人 **(ご家族の場合でも委任状が必要です。)**
- (3) 法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印および代表者の職印が必要です。)
- (4) 借地人、借家人(評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書および賃借料の領収書をご持参ください。)

2 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 健康保険証 ・ 国民年金手帳 ・ 住基カード(写真付) ・ 在留カード(外国人登録証)等 ・ その他公的機関が発行した証明書
法人	・ 法人印および代表者の職印 ・ 法人印および代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

※市税納付から2週間前後の間に納税証明書(滞納がないことの証明書等)を請求される場合は、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。

3 証明の種類・手数料・担当窓口

証明書の種類	手数料	窓 口
納税証明書 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書) 固定資産公課証明書・評価証明書	1件 300円	区役所 課税課 納税管理課(市役所北別館2階) 早良区入部出張所 西区西部出張所
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料	市内35の郵便局(評価証明書を除く)

※上記証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でもお取りいただけます。

4 郵便局での市税証明の発行

市内35の郵便局で、納税証明書等の市税証明(固定資産評価証明書を除く)を受け取ることができます。ただし、取り扱いができるのは**請求者ご本人に限ります**。窓口では本人確認をしますので、**本人確認書類**(運転免許証やパスポート等) **をご持参ください**。

取扱郵便局	東 区	福岡東、和白、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原	南 区	福岡大池、福岡松原、福岡老司、福岡柏原
		福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台	城南区	城南、福岡堤、福岡田島三
	博多区	板付、博多南、福岡空港内、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈	早良区	福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五
	中央区	福岡小笹、福岡福浜	西 区	福岡吉岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡

5 証明の郵送請求

郵送で市税証明書を請求する場合は、下記(1)~(5)の書類等を同封のうえ、右記「福岡市税証明郵送請求センター」宛に請求してください。

- (1) 税務証明交付申請書
- (2) 手数料(郵便局の定額小為替)
- (3) 返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付してください。)
- (4) 請求者の本人確認書類(運転免許証等)の写し
- (5) 委任状(代理の方が請求される場合)

税務証明交付申請書は福岡市ホームページからダウンロードできます。
「税務証明交付申請書」で検索してください。

〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目10番1号
市役所北別館2階

福岡市税証明郵送請求センター
電話番号：711-4491
(午前9時15分~午後6時 土日祝日、年末年始を除く)

税務証明交付申請書

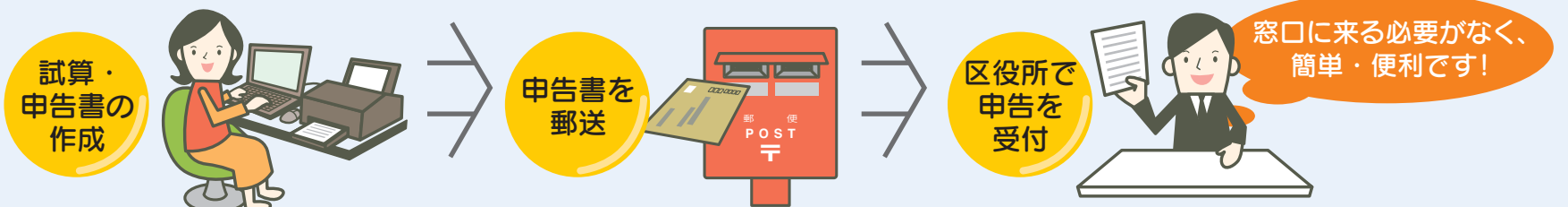
検索



福岡市ホームページから個人市県民税の税額試算と申告書作成ができます

福岡市ホームページから、年金や給与の源泉徴収票等をもとに所得金額や控除の状況を入力し、平成27年度分と平成26年度分の個人市県民税の税額を試算することができます。

また、個人市県民税の申告が必要な方は、入力した内容で個人市県民税申告書を作成することができます。



注 ホームページ上から申告書の提出(送信)はできません。(申告書の提出はお住まいの各区課税課へ)

詳しくは福岡市ホームページから「税額試算」で検索してください。

税額試算

検索

委任状の記載内容 (ご家族の場合でも委任状が必要です)

委任状 [見本]

(代理人)
住所 _____
氏名 (窓口に来られる方) _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求および受領を委任します。

(1) 証明書の名称 () 証明
(2) 証明書の年度および通数 () 年度・() 通

福岡市() 区) 長 様
平成 年 月 日
(委任者)
住所 _____
氏名 (証明が必要な方) 印 _____

※(代理人)…窓口に来られる方
(委任者)…証明を必要とされる方
※印は朱肉で押印してください。

税務証明交付申請書の記載内容

以下の必要事項を記載して請求してください。

- (1) 必要とする証明書
種類・年度・通数・使用目的
- (2) 現住所
- (3) 市外に転出された方は、
福岡市にお住まいの時の住所
- (4) 証明書が必要な方の
氏名(フリガナ)
- (5) 生年月日
- (6) 昼間に連絡がとれる
電話番号(連絡先)

市税の納付は『口座振替』『モバイルレジ』が便利です

市税の口座振替

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度です。

口座振替のメリット

- ① **便利** … 金融機関に出かける必要がありません!
- ② **安心** … 納付の内容は通帳で管理できます!
- ③ **安全** … 納付忘れを防げます!
現金を持ち歩く必要がありません!

口座振替を利用するには

「口座振替依頼書」に必要事項を記入押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています(軽自動車税を除く)。

口座振替を利用できる税目

- 軽自動車税
- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)

▲ 口座振替依頼書は福岡市ホームページからもダウンロードできます。申込方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。納税管理課(お問い合わせ先は下記)へお尋ねください。

福岡市口座振替納付依頼書



モバイルレジ

モバイルレジとは、携帯電話やスマートフォンで市税の納付ができるサービスです。納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキング(インターネットバンキング)を利用して、いつでも・どこでも・簡単に納付できます。



モバイルレジを利用するには

- step1** ご利用される金融機関にモバイルバンキングの利用申込を行います。
- step2** 初回のみ携帯アプリ(無料)のダウンロードが必要です。携帯アプリは下記の二次元バーコードからダウンロードできます。

モバイルレジを利用できる税目

- 軽自動車税
- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)

ご注意

※30万円以下のコンビニ納付用バーコードが印字されている納付書に限ります。
※モバイルレジで納付した場合は、領収証書が発行されません。通帳記帳やモバイルバンキングの取引明細でご確認ください。

携帯アプリのダウンロードはこちらから



モバイルレジの詳しい納付方法につきましては、モバイルレジホームページ(<http://bc-pay.jp/pc/>)をご確認ください。

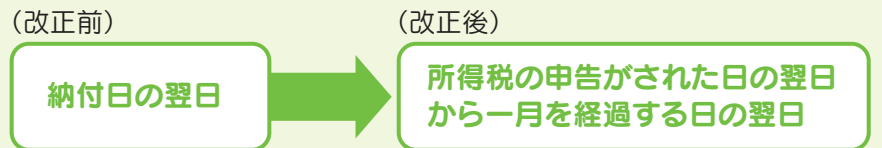
▲ 福岡市ホームページや検索サイトから検索してください。

還付加算金の計算方法が一部変更になりました

改正内容

税制改正に伴い、還付加算金の起算日が一部変更になりました。
(時期) 平成27年4月1日から
(対象) 所得税の申告に基因して個人市県民税の減額賦課決定が行われた場合
※平成27年1月1日からの還付加算金の割合は、1.8%(年率)です。

還付加算金の起算日



※所得税の還付加算金の起算日とおおむね一致することになります。

市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号
	課税課(管理係) ・市税証明の発行・交付 ・軽自動車税の課税 ・原付バイクの車両登録や廃車の手続き	東区	645-1021	課税課 (固定資産税土地係・家屋係) ・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図、路線価、名寄帳の閲覧	東区	645-1031
博多区		419-1022	博多区		419-1032	
中央区		718-1049	中央区		718-1044	
南区		559-5031	南区		559-5051	
城南区		833-4024	城南区		833-4036	
早良区		833-4318	早良区		833-4326	
西区		895-7013	西区		895-7019	
課税課(市民税係) ・普通徴収される個人市県民税の課税	東区	645-1026	納税課 ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税の納税相談 ・市税の滞納処分	東区	645-1022	
	博多区	419-1027		博多区	419-1023	
	中央区	718-1038		中央区	718-1028	
	南区	559-5041		南区	559-5169	
	城南区	833-4032		城南区	833-4026	
	早良区	833-4320		早良区	833-4317	
	西区	895-7017		西区	895-7014	

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	電話番号	
	納税管理課	・市税証明の発行・交付、市税の口座振替手続き	711-4490
		・特別徴収される個人市県民税等の納税相談	711-4215
	法人税務課	・特別徴収される個人市県民税の課税	711-4211
		・法人市民税の課税	711-4194
	資産課税課	・固定資産税(償却資産)の課税	711-4438
		・事業所税等の課税	711-4195
納税企画課	・市税収納・証明発行・滞納整理等に係る企画および指導	711-4206	
課税企画課	・市税の課税に係る企画および指導	711-4207	
税制課	・市税制度、市税の予算・決算、市税の不服申立審査	711-4202	

▲ 各市税窓口の詳しい業務内容や問い合わせ先については福岡市ホームページからもご覧いただけます。

市税に関する問い合わせ

最後までお読みいただきましてありがとうございます。
お読みになった感想やご意見をお寄せください。

福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL: 711-4202 FAX: 733-5598
E-Mail: zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp